

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 31 日 (月) 号 外



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

○鹿児島県税条例等の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 1

条 例

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第43号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第1条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第55条第2項中「第73条の27の2第1項」の次に「, 第73条の27の3第1項」を加え、「(法第73条の27の4第2項又は第73条の27の6第2項)を「, 第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項)に, 「第73条の27の5第2項」を「第73条の27の6第2項」に, 「第73条の27の3第1項, 第73条の27の4第1項, 第73条の27の5第1項若しくは第73条の27の6第1項」を「第73条の27の4第1項, 第73条の27の5第1項, 第73条の27の6第1項若しくは第73条の27の7第1項」に改める。

第108条中「第20条」の次に「又は第42条」を加える。

附則第6条の3の8中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第9条の2第1項中「第20条及び」を「第20条第1項及び第2項並びに」に改め, 同条第4項中「平成25年12月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第12条第1項中「自家用」を「営業用」に, 「で軽自動車」を「(軽自動車)に, 「)以外のもの」を「以下この項において同じ。)を除く。)及び軽自動車」に, 「100分の5」を「100分の2」に改め, 同条第2項中「率に4分の1」を「率に100分の20」に改め, 同項第1号ア中「, 次条及び附則第17条第2項」を「及び次条」に改め, 同号ア(㉞)中「附則第17条第2項」を「附則第17条」に改め, 同号ア(㉟)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」

を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「第4項」を「第4項及び附則第17条第5項」に改め、同条第3項中「率に2分の1」を「率に100分の40」に改め、同条第4項中「次条第2項及び附則第17条」を「次条第2項及び附則第17条第7項」に改める。

附則第12条の2第1項第2号中「附則第17条第3項」を「附則第17条」に改め、同項第3号中「附則第17条第1項」を「附則第17条」に改める。

附則第17条第1項中「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。）」、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。次項において同じ。）」及びガソリン」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第1号中「平成13年3月31日までに初めて」を「平成15年3月31日までに最初の」に改め、同項第2号中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、同項の表第101条第1項第1号アの項中「8,200円」を「8,600円」に、「9,300円」を「9,700円」に、「10,400円」を「10,900円」に、「15,100円」を「15,800円」に、「17,200円」を「18,000円」に、「19,600円」を「20,500円」に、「22,500円」を「23,500円」に、「25,900円」を「27,100円」に、「29,900円」を「31,200円」に、「44,700円」を「46,800円」に改め、同表第101条第1項第1号イの項中「32,400円」を「33,900円」に、「37,900円」を「39,600円」に、「43,400円」を「45,400円」に、「49,500円」を「51,700円」に、「56,100円」を「58,600円」に、「63,800円」を「66,700円」に、「73,100円」を「76,400円」に、「84,100円」を「87,900円」に、「96,800円」を「101,200円」に、「122,100円」を「127,600円」に改め、同表第101条第1項第4号の項中「25,900円」を「27,100円」に、「30,300円」を「31,700円」に、「34,700円」を「36,300円」に、「39,600円」を「41,400円」に、「44,800円」を「46,900円」に、「51,000円」を「53,300円」に、「58,500円」を「61,100円」に、「67,300円」を「70,300円」に、「77,400円」を「80,900円」に、「97,600円」を「102,100円」に改め、同表第101条第1項第5号の項中「4,900円」を「5,100円」に、「6,600円」を「6,900円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第101条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第101条第 1 項第 1 号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第101条第 1 項第 1 号イ	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第101条第 1 項第 2 号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第101条第 1 項第 2 号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円

	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第101条第1項第2号ウ(ケ)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第101条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第101条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第101条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第101条第1項第3号ウ	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第101条第1項第4号	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円

	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第101条第1項第5号	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第101条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第101条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

附則第17条第3項中「前項」を「次」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第2号中「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「地方税法施行規則附則第5条の2第11項」を「同条第6項」に改め、同項に次の表を加える。

第101条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第101条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
88,000円	44,000円	

	111,000円	55,500円
第101条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第101条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第101条第1項第2号ウ(ケ)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第101条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第101条第1項第3号ア(ケ)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第101条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円

	64,000円	32,000円
第101条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第101条第1項第3号ウ	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第101条第1項第4号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第101条第1項第5号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第101条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第101条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

附則第17条第4項中「附則第5条の2第12項で定める」を「附則第5条の2第7項に規定する」に、「平成26年度」を「平成26年度」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第5項中「前項の」を「第4項の」に、

「附則第 5 条の 2 第 13 項」を「附則第 5 条の 2 第 12 項」に、「同条第 14 項」を「同条第 13 項」に、「前項中」を「第 4 項中」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第 101 条の規定の適用については、当該自動車が平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成 27 年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成 28 年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成 21 年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 21 年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の 10 分の 9 を超えないもので地方税法施行規則附則第 5 条の 2 第 8 項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 120 を乗じて得た数値以上かつ平成 32 年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成 32 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもので地方税法施行規則附則第 5 条の 2 第 9 項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第 3 号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第 41 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第 5 条の 2 第 10 項に規定するものに適合するもの

第 101 条第 1 項第 1 号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第 101 条第 1 項第 1 号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円

	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第101条第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第101条第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第101条第1項第2号ウ(ケ)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第101条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第101条第1項第3号ア(ケ)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第101条第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円

	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第101条第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第101条第1項第3号ウ	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第101条第1項第4号	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第101条第1項第5号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第101条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第101条第2項第2号	5,200円	1,300円

	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

- 6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成25年鹿児島県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第35条の11の改正規定中「第8条の3第4項第2号」に」の次に「、「又は同法」を「同法」に改め、「国外株式の配当等」の次に「又は同法第41条の12の2第1項第2号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加え」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中鹿児島県税条例附則第12条第2項第1号ア(㉞)の改正規定（「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第55条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第12条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例附則第17条の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。